

労組法上の労働者性における判断基準比較表

	新国立劇場運営財団事件		INAXメンテナンス事件		ビクターサービスエンジニアリング事件		ソクハイ事件	CBC管弦楽団労組事件
	中労委命令	高等裁判所判決	中労委命令	高等裁判所判決	中労委命令	高等裁判所判決	中労委命令	最高裁判所判決
基本的考え方	○自己の計算に基づいて事業を営む自営業者の他は、他人の指図によって仕事をし、そのために提供した役務に対価が支払われている限り、広く労組法上の労働者にあたる。	○使用者と労働者との間の指揮監督関係は、労働力の配置がされている状態を前提とした業務遂行上の指揮命令ないし支配監督関係という意味においても用いられるほか、業務従事ないし労務提供の指示等に対する諾否の自由という趣旨をも包含する多義的な概念であり、労組法上の労働者に該当するかどうかの判断に当たり、これらの多義的な要素の一部分だけを取り出して論ずることは相当ではない。	—	○労組法上の労働者は、使用者との賃金等を含む労働条件等の交渉を団体行動によって対等に行わせるのが適切な者、すなわち、他人(使用者)との間において、法的な使用従属の関係に立って、その指揮監督の下に労務に服し、その提供する労働の対価としての報酬を受ける者をいうと解するのが相当。	—	○労組法上の労働者は、同法の目的に照らして使用者と賃金等を含む労働条件等の交渉を団体行動によって対等に行わせるのが適切な者、すなわち、労働契約、請負契約等の契約の形式いかんを問わず、労働契約上の被用者と同程度に、労働条件等について使用者に現実的かつ具体的に支配、決定される地位にあり、その指揮監督の下に労務を提供し、その提供する労働の対価として報酬を受ける者をいうと解するのが相当。	○労組法3条にいう、「労働者」は、労働契約法や労働基準法上の労働契約によって労務を供給する者のみならず、労働契約に類する契約によって労務を供給して収入を得る者で、労働契約下にある者と同様に使用者との交渉上の対等性を確保するための労組法の保護を及ぼすことが必要かつ適切と認められる者を含む、と解するのが相当。	—
組織への組み込み	○財団が個別契約締結以前に基本契約を締結しておく目的は、年間の全個別公演について、一定の技能を有する合唱団員をより簡易な手続きで安定的に確保することにあったと推測することができる。 ※命令では「出演拒否の自由」として判断。	○契約メンバーによる、歌唱技能という債務の提供では、オペラ公演における各メンバーの持ち場(合唱団におけるパート等)が自ずと決まっているため、財団が契約メンバーの労働力を事業目的の下に配置利用する裁量の余地があるとは考えられない。	○会社の主たる事業である製品の修理等はほとんどがCEによって担われている。 ○会社はCEに研修や一定の業務経験を積ませて必要な業務を習得させ、恒常的に当該業務を担わせており、会社の事業自体、CEなくして成り立つものではない。 ○会社は、顧客との関係においてCEを会社の従業員として取り扱っている。 ○以上から、CEは会社組織に組み込まれていると判断される。	○会社の修理補修業務はCEが担っているなどの事情があるが、CEが会社の発注を理由なく拒絶しても債務不履行にならないこと、CEは会社から受注する他、自ら営業主体となつて修理補修等の業務を行うことができるため、CEが会社の労働力として会社組織に組み込まれていると評価することは困難。	○個人代行店は、会社の主力の出張修理業務の大部分を恒常的に担っている上、業務の態様や領収書・伝票等の処理について、従業員と差異はない。 ○個人代行店となる契約手続きは、一般的に従業員が企業組織の一員となる場合と同様の過程が取られている。 ○会社の業務計画上、処理サービス件数には個人代行店分も含まれている。 ○以上に加え、会社名義の領収書、従業員と同様の会社所定の制服の着用、会社名記載の名刺等から、会社の企業組織に組み込まれて労務を提供している。	○個人代行店の成果はそのまま会社の成果になるため、個人代行店が処理する修理業務や売上が会社の業務計画・経営計画の一部分となっていることは、委託契約と委託の内容上、当然である。 ○制服の着用や会社名記載の名刺、各種マニュアルに基づく業務遂行、研修の義務付けは、専門技術的に一定の質と水準が必要な本件委託契約の内容による制約に過ぎない。	○(1) 契約上又は実態として、諾否の自由を全く若しくはまれにしか行使していないこと、(2) 労務供給の日時・場所・態様について拘束ないし指示を行っていること、(3) 他の発注主との契約関係が全く又はほとんど存在しないことが認められれば肯定される。 ○即配便業務は専らメッセージャーにより行われ、メッセージャーは会社の業務に不可欠な労働力として、各営業所長の管理下で恒常的に業務に従事し、会社の営業体制の一部をなしている。 ○会社は、研修で一定の知識・技能、ルール等を身につけさせた者を配送業務に用いて、事業の効率的な運営、顧客への信用保持等を図っている。 ○書類バッグや名札において、会社名を顧客等に顕示している。	○自由出演契約が、会社において放送の都度演奏者と出演条件等を交渉して個別的に契約を締結することの困難さと煩雑さとを回避し、楽団員をあらかじめ会社の事業組織のなかに組み入れておくことによって、放送事業の遂行上不可欠な演奏労働力を恒常的に確保しようとするものであることは明らか。
判断要素	○合唱団員がいかなる態様で合唱技能を提供するかは、財団が一方的に決定しており、出演業務の内容の決定について契約メンバーに権限があるとは認められない。 ※命令では「契約メンバーの業務の内容」として判断。 ○報酬の発生の有無、金額の多寡についても、契約メンバーの決定・計算が介入する余地はない。 ※命令では「報酬に関する決定及び計算」として判断。	○一つの公演を区切りとした具体的契約関係に入るか否かの判断を契約メンバーが留保していることは格段に大きい要素。 ○個別公演における報酬等の条件は財団が一方的に決定しているが、契約メンバーには財団以外との契約や自らソリスト等として活動する自由があり、その自由の大きさと比較すれば、契約メンバーに提示するメニューの内容を決定することは相対的に小さな要素。	○覚書締結の経緯をみると、CEは会社の定める契約内容を事実上一方的に受け入れざるを得ない立場にあり、他方、会社は覚書で、業務の内容、・遂行の方法等を詳細に定めている。 ○CEの報酬額は一方的に定められ、会社と個々のCEとが個別に協議交渉して決定・変更する余地がなく、かつ、想定されていない。 ○契約内容は、会社が覚書に基づき一方的に決定している。覚書の内容をCEの希望で変更した例の疎明もない。	○会社とCEとの委託業務の性質上、一方的に定めるを得ないものに過ぎない。 ○契約エリアという重要な契約内容についても、会社は契約上、エリアの指定・変更権を有していた。実際にも、会社は個人代行店の所在地を考慮しつつ、業務担当地域を割り振っている。	○会社から契約内容が一方的に提示され、實際上、個人代行店がそのまま受諾した場合にのみ契約が成立する。委託料を定める覚書も一方的に定型の書式が提示され、無料修理の委託料も具体的な内容が開示されないまま会社が一方的に決定している。 ○契約エリアという重要な契約内容についても、会社は契約上、エリアの指定・変更権を有していた。実際にも、会社は個人代行店の所在地を考慮しつつ、業務担当地域を割り振っている。	○契約や覚書が会社作成でも、締結には個人代行店の合意があり、個人代行店の意思が反映されている。 ○契約締結後に会社の申し入れで委託料や業務担当地域を変更した例があるが、個人代行店の同意を得て行われている。 ○修理業務の日時・場所は会社が決めていること、修理の方法等へ会社から一定の指示があることは、委託内容の性質上のもの。	○契約は、会社が用意した定型化した契約書に基づき、実際にも同契約書以外の内容での契約を締結したメッセージャーの存在は認められない。 ○配送業務は、会社が定めたルール・マニュアルと業務通達により遂行される。 ○メッセージャーの報酬は、会社が一律に定めた基準により支払われ、メッセージャーになろうとする者との話し合いの下で決定される仕組みではない。	—
報酬の労務対価性	○報酬は、契約メンバーが財団の決定した契約に拘束され、財団の指示に従って役務を提供した場合に支払われる。また、報酬は、財団が決定した算定基準、方法に従って支払われるから、労務対価性がある。 ○各種稽古手当があった時期は、基本的には歌唱時間の多寡によって金額が決まる。その後、各種稽古手当が廃止されたのは、算定方法を一本化し、簡略にしたものと認められるため、報酬の性質は役務の対価である。	○契約メンバーの財団からの報酬等に対する収入の依存度といった経済的な側面は、各契約メンバーがその自由な意思で個別公演出演契約の締結を判断する過程で考慮される一要素にすぎない。 ○業務の内容が同一の場合でも、担当CEのランクによって報酬の支払い比率に格差を設けており、仕事の完成に対する報酬という色彩は薄い。 ○CEの報酬は、毎月1回以上・一定期日に支払われ、CEが休日又は時間外に業務を行ったときは、委託修理技術料等に加えて所定の金額が支払われている。 ○以上から、CEの受ける報酬は、労務対価性が是認される。	○全国一律の標準額を基本としているものの、CEの裁量による増額を認めた上で出来高制で報酬が支払われている。 ○報酬は出来高制だが、額は会社の約款で決定され、会社とCEとが個別に協議交渉して決定・変更する余地はない。 ○業務の内容が同一の場合でも、担当CEのランクによって報酬の支払い比率に格差を設けており、仕事の完成に対する報酬という色彩は薄い。 ○CEの報酬は、毎月1回以上・一定期日に支払われ、CEが休日又は時間外に業務を行ったときは、委託修理技術料等に加えて所定の金額が支払われている。 ○以上から、CEの受ける報酬は、労務対価性が是認される。	○出来高制であるにもかかわらず、労働者性が直ちに否定されない。 ○個人代行店が自らの判断で訪問件数を増やすなどして報酬を増額することはできない。 ○無料修理の場合は会社により一方的に決定された報酬が支払われ、無料修理の報酬の中には、作業時間を反映させるものも含まれている。 ○以上から、個人代行店の報酬は、労務提供の対価としての性格を有している。	○報酬が出来高制であっても労働者性が直ちに否定されない。 ○個人代行店が自らの判断で訪問件数を増やすなどして報酬を増額することはできない。 ○無料修理の場合は会社により一方的に決定された報酬が支払われ、無料修理の報酬の中には、作業時間を反映させるものも含まれている。 ○以上から、個人代行店の報酬は、労務提供の対価としての性格を有している。	○作業時間を基に算定される委託料もあるが、例外的であり、修理に要した時間の長短ではなく、修理する機器、修理の内容に応じて報酬が決まる。 ○報酬に最低保証はなく、行った業務内容に応じた出来高で支払われており、労務対価性は希薄。 ○会社が個人代行店にサービスセンター内のパソコン等を使用させ、修理業務で使う機器を無償で貸与していることは、会社の効率的、確実な業務遂行のために個人代行店に便宜供与を行っているに過ぎない。	○メッセージャーの報酬は、基本的には出来高払制だが、配送業務は会社の具体的かつ詳細な指示の下に定期的に遂行されている。 ○出来高はほとんど定型的労働の量(時間)に依存するとみることができ、労務対価性がある。 ○週5日稼働する者の平均的な報酬額は月23万円程度であり、労働契約下の労働者の平均賃金額と同水準かそれよりも低い。	○楽団員は、演出について裁量を与えられていないのであるから、その出演報酬は、演奏によってもたらされる芸術的価値を評価したものとより、むしろ、演奏という労務の提供それ自体の対価であるとみるのが相当。 ○出演報酬の一部たる契約金は、楽団員の生活の資として一応の安定した収入を与えるための最低保障給たる性質を有する。

労組法上の労働者性における判断基準比較表

		新国立劇場運営財団事件		INAXメンテナンス事件		ビクターサービスエンジニアリング事件		ソクハイ事件		CBC管弦楽団労組事件	
		中労委命令	高等裁判所判決	中労委命令	高等裁判所判決	中労委命令	高等裁判所判決	中労委命令	最高裁判所判決		
業務の発注に対する諾否の自由		<p>○財団は、試聴会合格者のうち、原則としてシーズン中の全個別公演に出演できる者を選別して契約メンバーとしており、契約メンバーが後に個別公演の出演に応じないことは、事例としても件数としても例外的との認識だった。</p> <p>○契約メンバーは、発注に応じなければ財団の意向に反し、基本契約を無催告解除されるか、契約方式を変更されるなどの不利益を蒙る虞があることを念頭に置いて、諾否を決することを余議なくされる。</p> <p>○少なくとも当該シーズンの全個別公演に出演できることを前提として基本契約を締結した者については、個別契約の締結についての諾否の自由は、相当程度まで制約されていた。</p>	<p>○基本契約上、個別公演の出演義務はない上、基本契約を締結した契約メンバーが自己都合により個別公演に出演しないことで、これまで法的責任の追及を受けたことはないし、事実上不利益を被ったこともない。</p> <p>○次年度以降の基本契約の締結にて、当該シーズンで個別公演に参加しなかったことが考慮され得ることは否定できないが、それは財団が契約締結の際に判断要素としかどうかの問題であって、基本契約から個別公演への出演が法的に義務付けられるかとは別次元。</p>	<p>○CEが会社からの業務依頼を断るのは、既に別の業務依頼を受けていて対応できない場合にほぼ限られていた。</p> <p>○各CEは、いったん会社から割り振られたエリアを削減されることを危惧し、業務依頼を自由に拒否できる立場にはない。</p> <p>○CEが会社からの業務依頼を断ることは事実上困難。</p>	<p>○個別の業務は、個別的業務委託契約の締結によって行っている上、その際、基本契約とは無関係の理由で拒絶することが認められている。</p> <p>○個別的業務委託契約を拒絶した場合に、会社は債務不履行とは解しておらず、CEを不利益に扱うことはない。</p> <p>○CEと発注連絡が取れなかったとしても会社は基本契約の債務不履行に該当するとはしていない。</p>	<p>○受注可能件数の範囲では、割り振られた依頼は特別な事情がない限り断れず、個人代行店には業務指示に対する諾否の自由はない。</p> <p>○仮にある個人代行店が業務を拒否すれば、債務不履行による契約解除のおそれもあるため、個人代行店が業務の割り振りを拒否することは困難。</p>	<p>○個人代行店と会社とが協議で決定する営業日、営業時間数、受注可能件数の枠内では、特段の事情がない限り、出張修理業務を拒否できないが、その範囲外では拒否する自由があり債務不履行にもならない。</p> <p>○個人代行店が上記枠内で会社からの発注を拒否できないのは、個人代行店が提示する受注枠内で発注されているからで、これをもって受注の諾否の自由がないと評価できない。</p>	<p>○契約上、メッセージャーは、個々の業務依頼を断っても、それに対して不利益を被ることはないが、実際上は、メッセージャーが配送依頼を断ることはほとんどなかった。</p> <p>○配送依頼の拒否がほとんどない理由は、出来高払制の報酬の下、なるべく多く稼働しようとする、配送依頼への拒否が重なれば仕事を依頼されなくなるおそれがあることなどが推認される。</p> <p>○本件配送業務のような即時性を要するサービスは、メッセージャーの諾否の自由が実際まれにしか行使されないからこそ成り立っている。</p>	<p>○自由出演契約の締結にあたっては、会社も楽団員も、出演発注に対する楽団員の諾否が文字どおり自由になるのではなく、出演発注があれば原則として拒否できず、いつも発注に応じないときは、契約解除の理由となり、さらに次年度の契約更新を拒絶されうると考えていた。</p> <p>○契約の文言上は、楽団員が会社の出演発注を断ることが禁止されていなかったが、そのことから直ちに、契約が出演について楽団員になんの義務も負わせず、単にその任意の協力のみを期待したものであるとは解されない。</p> <p>○原則としては発注に応じて出演すべき義務を前提としつつ、ただ個々の場合に他社出演契約等を理由に出演しないことがあっても、当然には契約違反等の責任を問わないという趣旨の契約であるとみるのが相当。</p>		
	判断要素	<p>○契約メンバーは、個別契約の内容に従って出演業務が遂行されるよう、財団が行う指揮監督に服する義務を負う。</p> <p>○稽古に欠席、遅刻等をすればその程度に応じて報酬を減額される。</p> <p>○以上から、財団と契約メンバーの間には一定の指揮監督関係が認められる。</p> <p>○役務の性質上、その提供が集团的、一体的になされることは、労働契約にしばしばみられる一般的特徴であり、集团的舞台芸術もこの一例に過ぎない。</p> <p>○役務の性質に芸術性を有するという特殊性があることは、財団と契約メンバーの間の指揮監督関係を否定する根拠にはならない。</p>	<p>○オペラ公演のもつ集团的舞台芸術性に由来する諸制約以外には、法的な指揮命令ないし支配監督関係の成立を差し挟む余地はない。</p> <p>○会社は、業務日及び休日の予定を事前にCEIに関して協議するが、決定は会社が主導的に行っている。</p> <p>○CEIには、携帯電話等により作業内容等が配信され、CEは業務日ごとに行動予定・経緯・結果等を会社に報告する。</p> <p>○CEが自らの裁量で行えるのは、せいぜい顧客への訪問スケジュールの調整程度であり、CEは受注後の業務遂行について会社の指揮監督下に置かれている。</p> <p>○業務遂行は、業務マニュアル等によって、会社が指定する方法によって行うことが義務付けられている。</p> <p>○CEの担当地域は、会社が決定しており、会社はCEの業務場所を拘束している。</p> <p>○業務を行う場所への直行直帰は、一般に広く行われている勤務形態であり、直行直帰することからCEの会社への従属性が低いということはできない。</p> <p>○会社はCEの業務能力について、従業員と同様の考課査定を行い、また、報告書を遅延したCEIに対しては始末書の提出を求めて戒めることがある。CEは人事権や懲戒権の全くの対象外とは言えない。</p>	<p>○会社は、覚書で委託業務の発注時間を定め、CEは業務日のこの時間帯については、常態として会社からの業務依頼の連絡に対応し、修理等業務を行い、会社に報告するとされている。</p> <p>○会社は、業務日及び休日の予定を事前にCEIに関して協議するが、決定は会社が主導的に行っている。</p> <p>○CEIには、携帯電話等により作業内容等が配信され、CEは業務日ごとに行動予定・経緯・結果等を会社に報告する。</p> <p>○CEが自らの裁量で行えるのは、せいぜい顧客への訪問スケジュールの調整程度であり、CEは受注後の業務遂行について会社の指揮監督下に置かれている。</p> <p>○業務遂行は、業務マニュアル等によって、会社が指定する方法によって行うことが義務付けられている。</p> <p>○CEの担当地域は、会社が決定しており、会社はCEの業務場所を拘束している。</p> <p>○業務を行う場所への直行直帰は、一般に広く行われている勤務形態であり、直行直帰することからCEの会社への従属性が低いということはできない。</p> <p>○会社はCEの業務能力について、従業員と同様の考課査定を行い、また、報告書を遅延したCEIに対しては始末書の提出を求めて戒めることがある。CEは人事権や懲戒権の全くの対象外とは言えない。</p>	<p>○CEは制服の着用や名刺の携帯、各種マニュアルに基づく業務の遂行が求められるものの、受注した修理補修等の業務を実際に行い、営業日の朝や出張修理業務管理後にサービスセンターに向く必要があった。</p> <p>○直ちに承諾拒否を連絡しなければ受託したとみなされ、休日を予め届ける必要があり、発注連絡時間が定められている。また、制服の着用・業務終了後の各種報告・研修やエリア会議への出席が求められ、会社の認定制度やランキング制度により報酬額が左右され、規定に反した場合に厳重注意や契約解除などがされることがある。</p> <p>○以上の点は、住宅設備機器の修理補修等という本件における基本的業務委託契約の受託内容による制約にすぎない。</p>	<p>○出退勤管理はないが、多くの個人代行店は顧客との連絡や、修理代金の入金、業務の進捗報告のために、営業日の朝や出張修理業務管理後にサービスセンターに向く必要があった。</p> <p>○直行直帰の個人代行店は、サービスセンターが遠隔地にある等の理由で、ファックスや通信により指示を受けていたためである。</p> <p>○会社が受注可能件数を設定して修理業務を振り分けていることは、個人代行店の業務時間を実質的に決定しているともいえる上、個人代行店は独自の判断で業務量の枠を変更できない。</p> <p>○業務日や休日について個人代行店の希望は聞けるが、最終的には会社が調整により決定していた。</p> <p>○会社は一方的に業務担当エリアを決定、変更する権限を有し、個人代行店はそのエリアで出張修理業務を行うことが求められるから、場所的拘束性がある。</p> <p>○個人代行店は、出張訪問カードにより業務内容の指示を受け、修理の進捗状況を報告するとされていた。また、入金処理の指示も受けていた。</p> <p>○会社のマニュアルに基づき、修理上の技術情報のみならず、接客等の業務遂行の態様の具体的な指示がなされている。また、個人代行店となった後も、会社による研修を適宜受けるとされている。</p>	<p>○個人代行店は会社の就業規則が適用されず、出勤義務はなく、出退勤管理を受けていない。</p> <p>○一部の個人代行店はサービスセンターに向くが、それは業務受注手続や受託した業務の処理報告等のため。</p> <p>○会社は、証拠上、個人代行店の業務内容や業務遂行時間以外の行動等を関知する関係がなく、個人代行店を時間的・場所的に拘束していたとは言えない。</p> <p>○契約上、会社が個人代行店の業務担当地域の指定・変更権を有するが、顧客や個人代行店の住所を無視して会社が自由に決定できるわけではない。</p> <p>○個人代行店が会社からの業務担当地域変更の申し入れを拒否した事例はあり、そのために不利益が課されたことはない。</p> <p>○出張修理業務についての場所的制約は、顧客の住所地と個人代行店の所在地との関係で生ずる制約に過ぎない。</p> <p>○出張訪問カードによる受注は、個別修理業務の発注手続きの一環であり、修理代金の入金処理等も、修理業務の受託に付随する義務に過ぎない。</p> <p>○業務委託の性質上、制服の着用、会社名の名刺の携帯、各種マニュアルに基づく業務遂行等が求められるものの、業務を行う方法は個人代行店の裁量に委ねられている。</p>	<p>○契約上、メッセージャーは稼働日数を義務付けられていないが、実際は多くの者が営業日のほぼ毎日出勤していた。</p> <p>○慣行上許容されていた稼働中の中抜けは、ほとんどは昼食のために行われていた。</p> <p>○メッセージャーの配送区域は、会社が設定した地域であり、メッセージャーは配車係の指示によって各々待機や移動をしていた。</p> <p>○配送業務の開始や終了時に、営業所に立ち寄ることは義務付けられていないが、会社に連絡し、確認を得る必要があった。また、配送業務遂行に必要な情報を得るためにほぼ毎日営業所に赴く必要があった。</p> <p>○会社は業務態様についてマニュアルに拠ることを求めている。これらには、配送業務を会社の設定する型・質のサービスとするための詳細な指示も多く含まれていた。</p> <p>○配送業務の遂行について、配送経路の選択以外には、メッセージャーに裁量の余地はほとんど残されていない。</p> <p>○会社は、業務遂行に関する具体的に詳細な指示をメッセージャーに実行させ、遵守させるための管理と研修を行っている。</p>	<p>○楽団員は、演奏という特殊な労務を提供する者であるため、必ずしも会社から日々一定の時間的拘束を受けるものではなく、出演に要する時間以外の時間は事実上その自由に委ねられているが、会社において必要とするときは随時その一方的に指定するところによって楽団員に出演を求めることができ、楽団員が原則としてこれに従うべき基本的関係がある以上、たとえ会社の都合によって現実の出演時間がいかに減少したとしても、楽団員の演奏労働力の処分につき会社が指揮命令の権能を有しないものということではできない。</p>		

労組法上の労働者性における判断基準比較表

		新国立劇場運営財団事件		INAXメンテナンス事件		ビクターサービスエンジニアリング事件		ソクハイ事件	CBC管弦楽団労組事件
		中労委命令	高等裁判所判決	中労委命令	高等裁判所判決	中労委命令	高等裁判所判決	中労委命令	最高裁判所判決
判断要素	専属性	<p>○契約上、契約メンバーは併業を禁止されていないが、確定スケジュールの提示が実質的に公演前1ヶ月であること、一般の歌唱技能者が技能を換価する市場が乏しいこと等の諸事情から、事実上、収入を得られる併業を確保することは困難。</p> <p>○財団と契約メンバーとの間には、これを専属性と表現するか否かはともかく、相当程度の拘束性が存在するものと認められる。</p>	—	<p>○CEの業務日の業務の態様、会社からの業務依頼を断ることは例外的であること、CEは顧客から直接製品の修理等の業務を受注することが禁じられていることから、CEが会社以外から業務依頼を受けることは事実上困難であり、CEは会社との間で強い専属的拘束関係にある。</p> <p>※命令では「諾否の自由」として判断。</p>	<p>○CEには自らが事業者となる業務の営業活動を重視するか、会社からの発注を積極的に受注するかの選択が可能。</p>	<p>○会社では、個人代行店がビクター製品以外の修理を行うことを制約していないが、受注した全件数を訪問し終わると一日の大半を修理業務に費やす。</p> <p>○当日の朝にならないと当日の業務の予定全体が確定しないことから、当該製品以外の修理を行うことは事実上困難。</p> <p>○以上から、個人代行店の会社への専属性は相当に高い。</p>	<p>○委任契約において、個人代行店が他企業から同種の業務を受託することは制限されておらず、会社からだけ受注することも、そうでないこともできる。</p> <p>○実態として会社のみから受注している者もあるが、個人代行店の自主的な選択の結果であり、委託契約上の制約でも、会社からの個別の指示によるものでもない。</p>	<p>○専属性が存在しないからといって、直ちに事業組織への組み込みが否定されるわけではない。</p> <p>○メッセンジャーは毎月の営業日の大部分稼働している。</p> <p>○会社はメッセンジャーの兼業を禁止していないが、稼働日となっていない日に別企業の業務に従事している者は各営業所にごく少数いる程度。</p> <p>○メッセンジャーのほとんどは会社に対して専属的に労務を供給しているといえる。</p>	—
	事業者性	—	—	<p>○CEが自ら依頼された業務を他のCEに変更したり、2人作業とする際は会社に報告が必要。</p> <p>※命令では「指揮監督」として判断。</p> <p>○修理業務のための工具等は、会社が貸与するものと自己調達するものがあり、自己調達するものでも種類を会社が指定することがあるため、作業用工具・車両等の選定を会社が全面的にCEの裁量に委ねているとはいえない。</p> <p>※命令では「指揮監督」として判断。</p> <p>○CEは顧客から直接製品の修理等の業務を受注することは禁じられ、顧客との直接交渉で手数料等の額を決定することはできないから、自己の計算で事業を営んでいるとは到底認められない。</p> <p>○CEが源泉徴収を受けず、所得税、住民税等の確定申告をし、青色申告特別控除等の税制上の特典を利用していることをもって、労組法上の労働者性を否定することはできない。</p> <p>※命令では「報酬の労務対価性」として判断。</p>	<p>○会社は終了後の報告以外にCEの行動等について関知せず、CEが独自に営業活動を行い、収益を上げていることを認めている。</p> <p>○会社は自らが事業者となって業務を遂行する場合と、CEとして活動する場合の収益率の高低を判断して、会社からの受注の多寡を決めることができる。</p>	<p>○会社は、高価な機器の貸与は下請への便宜供与だと主張するが、個人代行店が金銭的負担を負わない以上、自らの計算と危険負担に基づいて事業経営を行う自営業者の性格を弱める。</p> <p>○個人代行店は使用した部品についてマージンを得ているが、純正部品の使用を義務付けられている上、在庫金額の上限がある。</p> <p>○業務委託契約では、貸与された部品管理上の差損は個人代行店の負担とされているが、実際には、個人代行店には負担させていない。</p> <p>※以上、命令では「その他」として判断。</p> <p>○会社は、個人代行店が病気等で業務遂行ができない場合の生活保障のために、所得補償保険への加入を義務付けており、出来高制のもとで、単なる独立事業者とは異質な取扱いを行っている。</p>	<p>○会社から受注した業務を自ら行うことは契約の要件ではなく、契約上、同契約を締結していない第三者への業務の再委託は禁止されているが、他の個人代行店への再委託は禁止されていない。</p> <p>○個人代行店は、修理に要する部品を有償支給・貸与されるが、貸与された部品の管理・棚卸の責任や差損を負担する。これは、実質的な消化仕入れであり、有償支給の一種。</p> <p>○個人代行店は契約にて工具等を自前で用意することを合意し、実際に自己の費用で購入、使用しており、自家用車を使い、ガソリン代等も自ら負担している。</p> <p>○委託料について会社の源泉徴収や社会保険料等の控除は行われず、税務申告も個人事業者として行われ、個人代行店の半数近くの者は青色申告の承認を得ている。</p>	<p>○メッセンジャーは、自転車等を所有し、経費を負担しているが、この程度の配送手段の所有や経費負担では、事業者性が強いとはいえない。</p> <p>○メッセンジャーは、第三者への再委託を禁じられており、他人を使用することもできず、配送経路の選択以外はメッセンジャー自身の裁量の余地はほとんどなく、メッセンジャーが自己の才覚により利得する機会が全くない。</p> <p>○損害賠償保険への加入や確定申告上の事業所得としての取扱いも、メッセンジャーの実態に鑑みると、事業者性を推定させる事実はない。むしろ、メッセンジャーが、会社が一方的・定型的に定めた「運送請負契約」に従わねばならないことに由来する事実といえる。</p>	—